飛騨市まちの元気応援事業

令和7年度　事業説明会

飛騨市まちの元気応援事業助成金とは ？

市民等が主体となる地域づくりを推進するため、
市内で行われるまちづくり事業に必要な経費の一部を市が助成します。

対象者

1. 活動拠点が市内にある法人・団体・個人であること
2. 市税等を滞納していないこと
3. 宗教活動、政治活動を主たる目的とした法人・団体・個人ではないこと
4. 暴力団や暴力団員の統制下にある団体・個人などでないこと

部門は3つ

①まちの元気支援部門

スピーディーに小規模な事業を実施したい人向け。初めての活動にはおススメ!!

事業の拡充などにも手厚く支援します。

②まちの未来応援部門

ヒダスケなどの関係人口や地域内外の交流人口、地域の新たな仲間などと一緒に、活動を継続、新たな事業に挑戦したい人向け。

③まちの未来応援部門（高校生）

飛騨市内の高校に通う生徒が主体となり、市内で自主的に行う活動を支援します。

まちを元気にする活動とは

以下の全てを満たす事業

- ✓ 飛騨市が元気になる事業
- ✓ 地域に根付いていくことを目的にした事業
- ✓ 助成金の交付決定後に行う事業
- ✓ 他の補助金等の交付対象になっていない事業

＊専ら営利目的の活動は除きます。

① まちの元気支援部門

これまで実施してきた継続事業

【助成率】対象経費の1／2以内
【金　額】上限10万円
【対象経費】　＊要事前確認

≪助成例≫

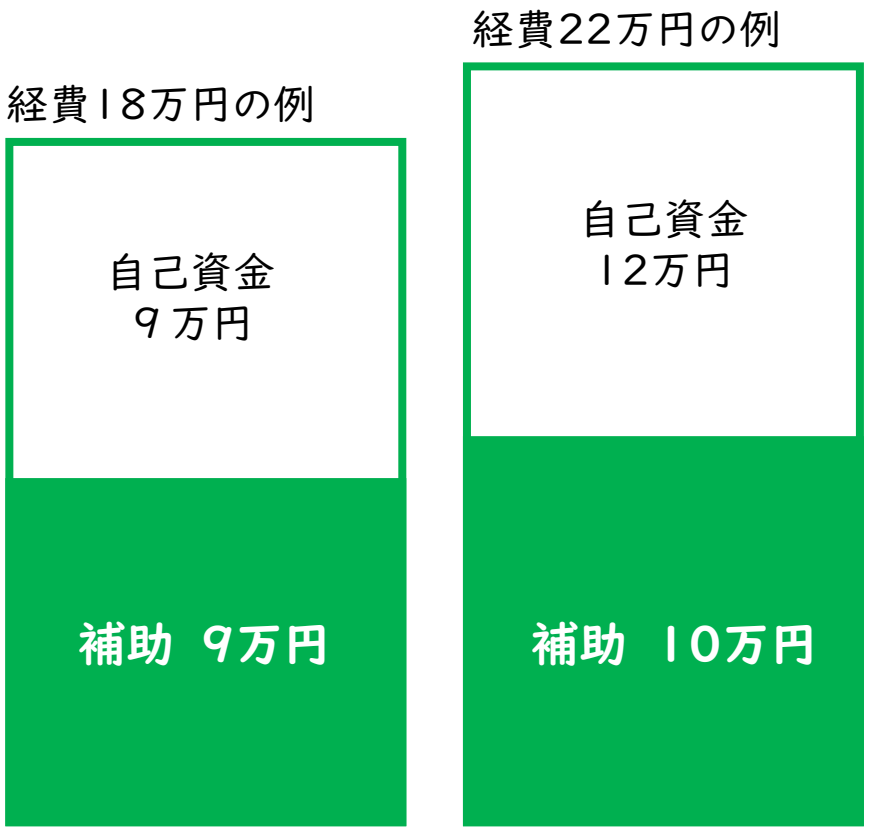

① まちの元気支援部門

2カ年目までの新規事業・拡充事業

【助成率】 対象経費の2／3以内
【金　額】 上限30万円
【対象経費】　＊要事前確認

市制20周年でスタートした事業及び拡充した事業は、令和7年度が2カ年目となります。
拡充事業については、要事前確認

≪助成例≫

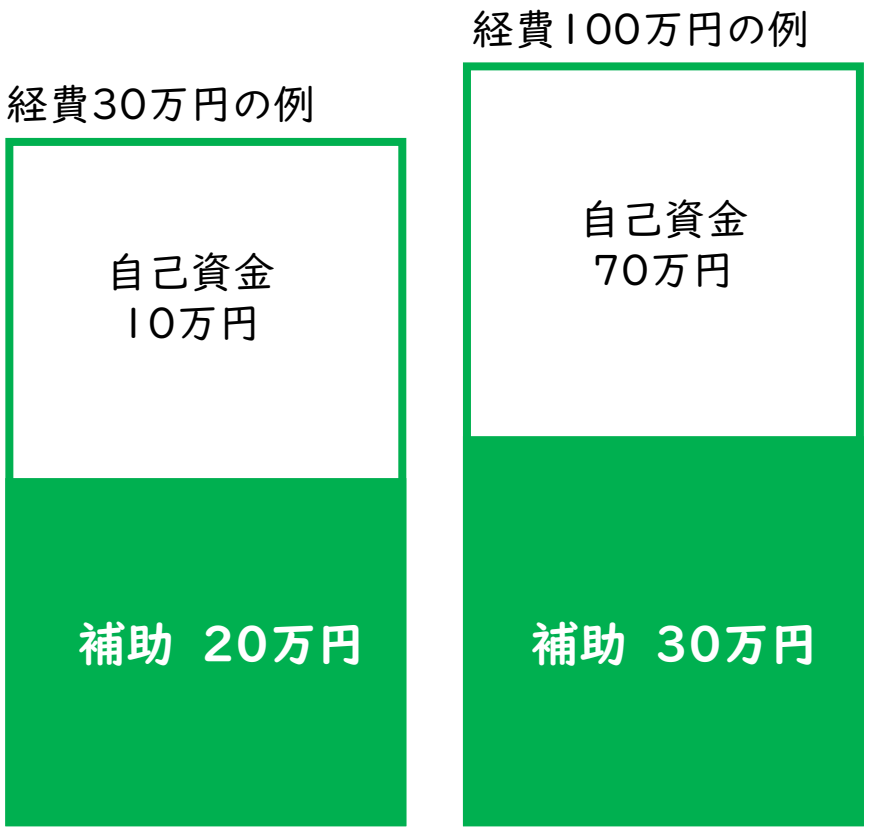

① まちの元気支援部門

3カ年目までの新規事業・拡充事業

【助成率】 対象経費の2／3以内
【金　額】 上限20万円
【対象経費】　＊要事前確認

市制20周年でスタートした事業及び拡充した事業は、令和8年度が3カ年目となります。
拡充事業については、要事前確認

≪助成例≫

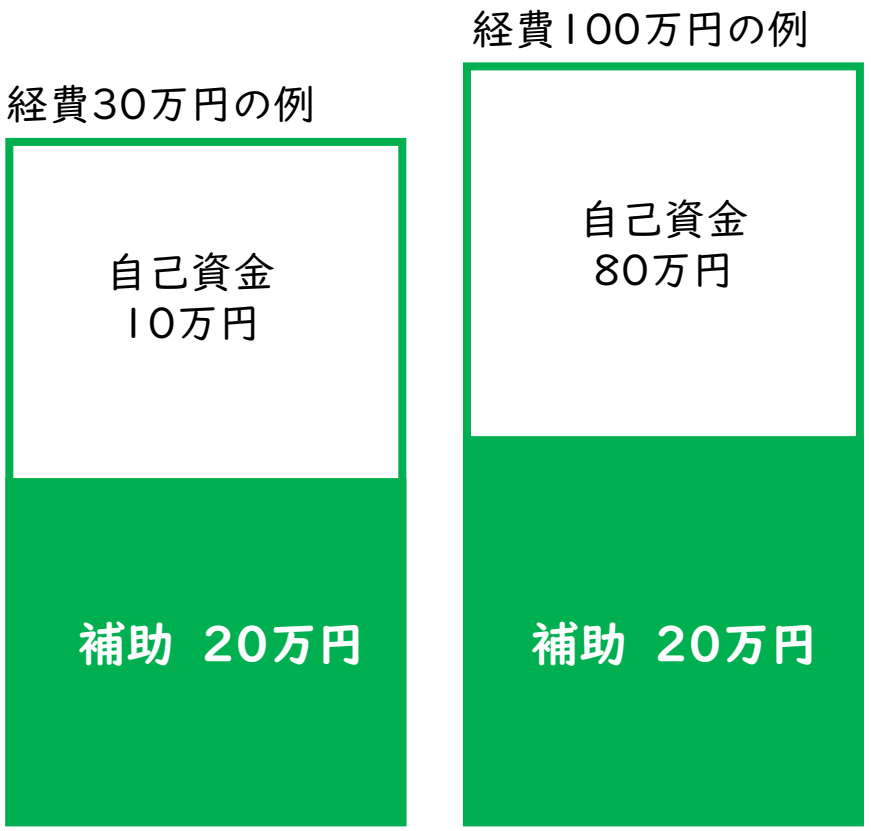

② まちの未来応援部門

【助成率】 対象経費の2／3以内
【金　額】 上限20万円
【対象経費】 ＊要事前確認
【対象要件】
事業の継続を目的に、
新たに会員以外の者が3名以上、
または児童や生徒、学生が3名以上
参加する事業

≪助成例≫

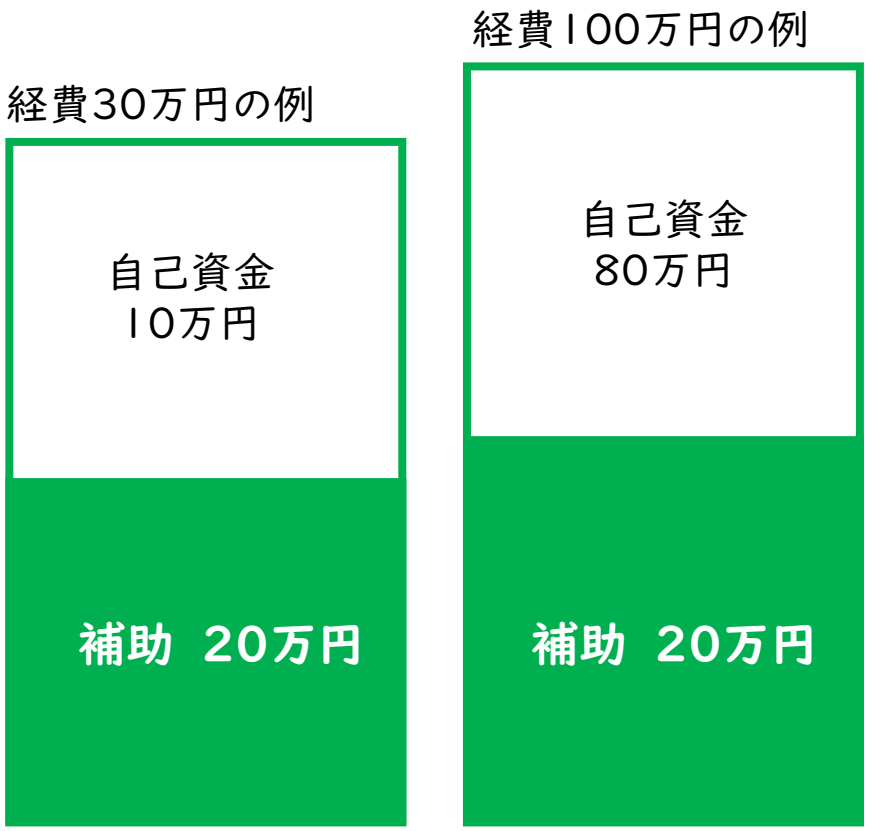

③ まちの未来応援部門（高校生）

【助成率】 対象経費の10／10以内
【金　額】 上限5万円
【対象経費】 ＊要事前確認
【対象要件】
飛騨市内の高校に通う生徒が主体となり市内で自主的に行う事業

≪助成例≫

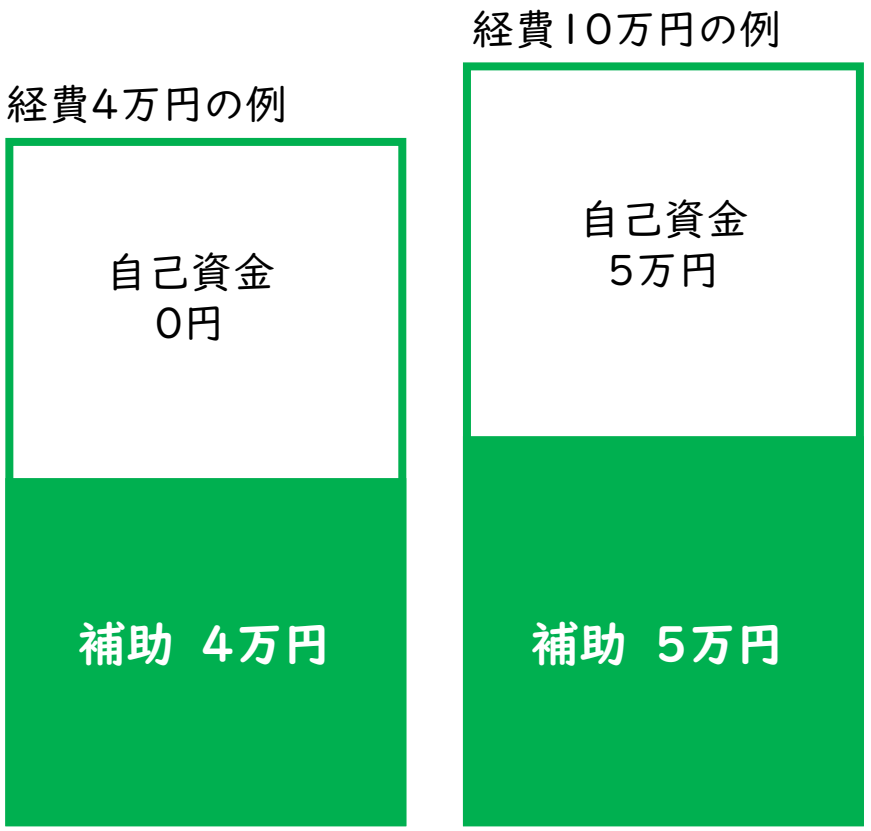

サポート体制

■まちづくり拠点node（ノード）

まちづくり全般サポートします。
まずはご相談ください。

岐阜県飛騨市古川町殿町8-17
☎ 0577-62-9797

起案者

■市役所

相談先紹介。
補助制度相談。
宣伝協力。

基本的な流れ

- ✓ 3月末までに実績報告を提出（年度をまたぐことは不可）
- ✓ 審査には時間がかかります。余裕をもって書類を作成してください。

事前相談（node）
→ 交付申請（書類提出）
→ 審査・交付決定
→ 事業実施
→ 実績報告（書類提出）
→ 審査・交付額通知
→ 請求書提出
→ 支払い

Q&A（全般）

Q.1　小さな事業でも対象になりますか？

A.1　対象となります。少額からでもご活用ください。

Q.2　事業内容が変更になっても問題ありませんか？

A.2　申請時の内容から大きく変更する場合は、変更申請書を提出し、市が認める必要があります。
市に協議がないまま、実績報告の段階で領収書が出てきても補助の対象とできないので、
必ず事前にご相談ください。

Q&A（まちの元気支援の経費）

Q.3 懇親会や交流会の費用は対象ですか？

A.3 対象外です。原則、飲食費は個人もしくは団体負担です。

ただし、熱中症対策の飲料、どうしても席が外せない場合の弁当代程度は対象となる場合もあります。

この場合も、最低限のものしか認められません。弁当代だと1000円が上限です。

Q.4 構成員の日当等は対象経費ですか？

A.4 対象外です。

Q&A（まちの元気支援の経費）

Q.5 PCやプリンターは対象経費ですか？

A.5 対象外です。申請事業以外に使いまわせる備品は認められません。

Q.6 車代は対象経費ですか？

A.6 対象となります。ただし、明確に事業に使用したと認識できる燃料費が対象です。

例えば、ガソリンスタンドの領収書では、何に使ったのか明確ではないため、対象外となります。

ガソリン代を立て替えた人の領収書に加え、いつ、何の目的で、どこに、何キロ走ったかの日報が必要です。市の規定により、料金は1km（端数切捨て）あたり20円で計算してください。

Q&A（まちの元気支援の経費）

Q.7　視察時の旅費は対象となりますか？

A.7　団体のみでの視察事業は対象外です。講師を招いて講演会等を行う際の旅費は対象となります。

Q.8　謝礼や褒賞費の基準はありますか？

A.8　謝　礼：金額についての根拠を明確にしてください。

褒賞費：参加人数や参加料等を考慮して、適切に設定してください。

事業における参加料の1/2以内の額を目安にしてください。

ただし、現金でなく賞品等で配布してください。

Q&A（対象外経費の例）

- × 団体等の経常的な経費
- × 事業以外の目的に活用できる備品（汎用性のあるもの）
- × 慰労・懇親目的の飲食費
- × 団体構成員への人件費・謝礼
- × 施設の改修・修繕
- × 宗教性のある事業
- × 政治活動に関する事業
- × その他本事業に適さない経費

Q&A（まちづくり支援　その他）

Q.9　経費支払いにあたっての注意点はありますか？

A.9　・交付決定日～事業完了日の経費が対象です。交付決定日前の支払いは対象外ですのでご注意ください。

・全て領収書が必要です。紛失しないようにご注意ください。

・ポイントで支払った（支払額0円）のものは対象経費として認められません。

・事業完了日直前に購入したものは、事業に不要な物品と判断する場合があります。事業での必要性を説明できないものは購入しないでください。交付決定額を全て使い切る必要はありません。

お問合せ

市役所　商工観光部　まちづくり観光課
資源係

TEL 0577-73-7463
FAX 0577-73-6866